

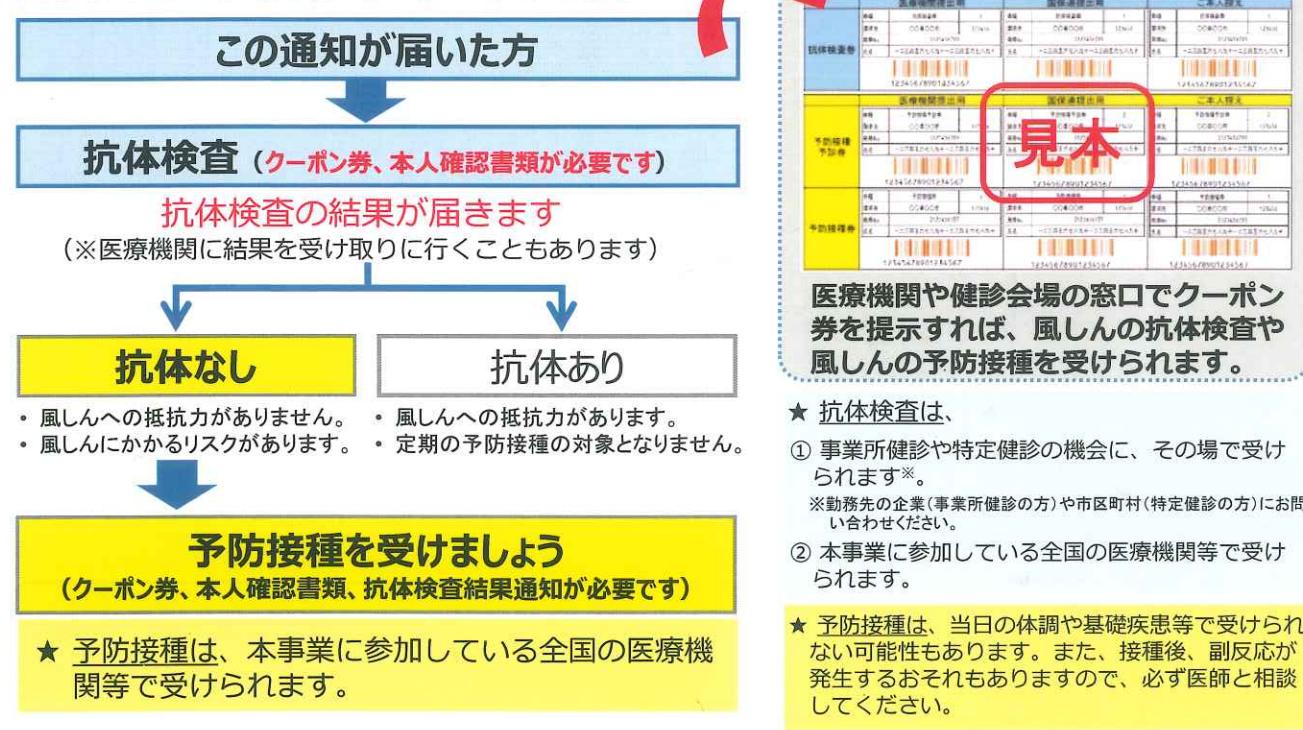
大任町では、令和元年度から令和3年度にかけて昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に、風しん抗体検査・予防接種無料クーポンを配布しておりましたが、令和7年3月末日を以て、本事業は終了予定となっております。

まだ風しんの抗体検査を受けられていない方は、この機会に抗体検査を1月末日までに受けましょう。クーポン券がお手元に無い方は再発行ができますので大任町役場住民課衛生係までご連絡ください。

令和7年3月31日まで 風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます。

- ▶ 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**
- ▶ このため、令和7年3月31日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者としています。
※予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ 対象者の方には、**クーポン券を利用して、まず抗体検査を**受けさせていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～



Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛沫（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

よくある
ご質問

風しんの追加的対策の詳しい情報については、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

問合せ先
大任町役場住民課衛生係
TEL 0947-63-3003